

■ 参考資料

1. 日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会
委員及び市職員名簿 218
2. 日野市ユニバーサルデザイン推進条例 219
3. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の基本方針
の一部改正 228
4. 各種ヒアリング結果 230
- 用語の解説 240

日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会 委員及び市職員名簿

		氏 名		所 属		備 考	
第6条施行規則第1号	学識経験者の委員	会長	竹宮 健司		首都大学東京 都市環境学部 建築都市コース 教授		
		副会長	小根山 裕之		首都大学東京 都市環境学部 都市基盤環境コース 准教授		前任 吉田 樹
		計	2名				
第6条施行規則第2号	市民の委員	有山 一博		聴覚障害団体 日野市聴覚障害者協会所属			
		佐々木 信行		知的障害団体 ピープルファースト東京所属			
		田辺 邦夫		視覚障害団体 日野市視覚障害者協会所属			
		西久保 修治		高齢者団体 日野市老人クラブ連合会所属			
		早川 裕子		女性団体 市民サポートセンター日野所属			
		藤井 恵		公募市民			
		藤田 博文		肢体障害団体 自立生活センター日野所属			
		計	7名				
第6条施行規則第3号	事業者の委員	井上 敏夫		日野市商工会 会長			
		大場 主雄		日野市社会福祉協議会 事務局長			
		島 一喜		独立行政法人 都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 ストック事業推進部 南多摩地区・地方都市再生チーム		前任 海老原 光一	
		計	3名				
		合計		12名			

日野市	所 属	職 名	氏 名	備 考
	まちづくり部	部 長	大坪 冬彦	
	健康福祉部	部 長	川久保 紀子	
	企画部	部 長	荻原 弘次	

日野市ユニバーサルデザインまちづくり市内検討部会委員名簿

所 属	氏 名	備 考
総務部	財産管理課 反町 康子	前任 大町 直子
健康福祉部	福祉政策課 高橋 登	
環境共生部	緑と清流課 中村 光	
まちづくり部	都市計画課 谷口 順香	
	区画整理課 佐藤 勝美	前任 伊藤 圭一
	建築指導課 清水 孝	
	道路課 鈴木 太郎	前任 佐藤 智明
教育部	庶務課 榊原 信之	

事 務 局

所 属	役 職	氏 名	備 考
まちづくり部都市計画課	課長	香川 博志	
	課長補佐	浅川 浩二	前任 辻 英己
	係長	大野 高宏	前任 小俣 太郎
		前田 万里絵	
		谷口 順香	

日野市条例第46号

平成21年9月29日改正

日野市ユニバーサルデザイン推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条―第6条)

第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する基本的施策(第7条―第14条)

第3章 都市施設の整備(第15条―第18条)

第4章 特定都市施設の整備(第19条―第28条)

第5章 移動空間のユニバーサルデザイン(第29条)

第6章 雑則(第30条・第31条)

付則

私たちのまち日野には、緑と湧水が豊かな多摩丘陵と台地と二段の崖線、そして北側には多摩川、中央部には浅川が流れ、縦横に用水が走り、田畑が広がり、今もなお農業が営まれている風景を見ることができる。

また、日本を代表する企業の工場、日野の歴史を物語る高幡不動や日野宿等の文化遺産、そして私たちが暮らす水と緑豊かな住環境と商店街が調和し、地域ごとに様々な表情をもたらしている。

首都東京の成長とともに人口は増え続けてきたが、現在は人口増の地域、人口減の地域の両側面を持ちながら、全体として人口は微増しており住宅都市として成熟期を迎えようとしている。

このような特徴を持つ日野市は、「住みやすく、住みつづけられる良好な環境づくり」、「すべての市民がわけへだてなく、お互いの人権を尊重しつつ、地域の中でお互い助け合い、対等な立場で心のかよう環境づくり」、「政策形成への参画や市民意見が行政運営に反映される仕組みづくり」という3つの目標の実現に向け、市民と行政が一体となって参画、連携、協働によるまちづくりを推進している。

バリアフリー環境整備の取組でも「公園探検隊」、「道路点検隊」、「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業(ハードとソフトを組み合わせたユニバーサルデザインの整備)」、「交通バリアフリー基本構想の策定」など、市民との協働により様々な活動を展開している。

しかしながら、高齢化が一層進展していく中で、障害者も含めたあらゆる人が社会に参加できる仕組みを構築していくためには、今後さらに、能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が可能な限り最大限に使いやすいような生活環境を形成していく必要がある。日野市では、市民誰もが自らの意思で自由に行動し、余暇文化活動を含めたあらゆる活動に参加し、充実した生活を送ることができる環境づくりを進める。そのためには、多様な人々の意見をできるだけ多く取り入れ、相互交流し、継続的、横断的に取り組んでいくことが必要である。

このような継続的な取組により、市民誰もが人生を楽しみながら希望を持って生きられる日野をつくりあげることを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び事業者の参画、連携、協働のもとに、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するために必要なことを定めることにより、市民誰もが自らの意思で自由に行動し、あらゆる活動に参加し、人生を楽しみながら希望を持って生きられる社会を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で事業を営む者、市内に土地又は建築物等施設を所有する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (2) 事業者 都市施設を所有し、若しくは管理する者、又は新設し、若しくは改修しようとする者及び公共交通事業者をいう。
- (3) ユニバーサルデザイン 能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が可能な限り最大限に使いやすいように、生活環境を構築する考え方をいう。
- (4) 誰も 前号のユニバーサルデザインの定義にある「能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々」をいう。
- (5) 高齢者、障害者等 高齢者で日常生活又は社会生活に心身の機能上の制限を受けるもの、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者その他これらの者に準ずる日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。
- (6) 都市施設 病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、車両等(鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で日野市規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。以下同じ。)の停車場を構成する施設、道路、公園その他の多数の者が利用する部分を有する施設で規則で定めるものをいう。
- (7) 整備基準 都市施設を高齢者、障害者等を含めたすべての人が円滑に利用できるようにするための措置に関し、都市施設を所有し、又は管理する者の判断の基準となるべき事項として規則で定めるものをいう。

(市及び市長の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、市民及び事業者の参画、協働により、ユニバーサルデザインのまちづくりを継続的に発展、推進するための施策を講ずるものとする。

2 市は、都市計画、交通計画をはじめ、あらゆる市のまちづくりに関する計画、事業等を、ユニバーサルデザインの観点から検討するものとする。

3 市長は、市の職員をはじめ、市民及び事業者のユニバーサルデザインのまちづくりに関する理解を深めるため、啓発及び研修に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らがまちづくりの推進主体としての自覚を持ち、ユニバーサルデザインについての理解を深め、相互に協力し、積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市民は、市がこの条例に基づき実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、地域社会を支える一員としてユニバーサルデザインについての理解を深め、積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。

2 事業者は、利用者及び就労者の視点に立ち、ユニバーサルデザインに配慮して事業を実施するものとする。

3 事業者は、事業にかかわる者のユニバーサルデザインのまちづくりに関する理解を深めるため、啓発及び研修に努めるものとする。

4 事業者は、市がこの条例に基づき実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市、市民及び事業者の協力及び連携)

第6条 市、市民及び事業者は、相互に協力、連携し、一体となってユニバーサルデザインのまちづくりを推進しなければならない。

2 市長は、市内の横断的な連携並びに市、市民及び事業者間の連携を促進し、総合的かつ計画的にユニバーサルデザインのまちづくりを推進しなければならない。

第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する基本的施策

(ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会)

第7条 市のユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) 第8条に規定する推進計画に関すること。

(2) 第10条に規定する評価点検に関すること。

(3) 第11条に規定する白書に関すること。

(4) 第15条に規定する整備基準に関すること。

(5) 多様な人々の交流、研修及び情報提供の仕組みに関すること。

(6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第25条第1項に規定する基本構想に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、ユニバーサルデザインのまちづくりにかかわる基本的事項

3 協議会は、市民、事業者及び識見を有する者のうちから市長が任命する委員をもって組織する。

4 協議会の委員の数は、規則で定める。

- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 協議会は、専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(推進計画の策定)

第8条 市長は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本となる計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) ユニバーサルデザインのまちづくりに関する目標
 - (2) ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策の方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する重要事項
- 3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び関係団体の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ前条に規定する協議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(市民参画の機会の確保)

第9条 市長は、多様な人々が、施設の整備に関する計画の内容、整備済みの施設の使いやすさ等の評価及び改善の検討に参画する機会を設けるよう努めるものとする。

- 2 市長は、前項の機会を設けた場合は、その機会について、十分な周知活動を行うよう努めるものとする。
- 3 市長は、ユニバーサルデザインに係る意識を啓発し、多様な人々が互いに理解を深めるため、交流の促進について必要な支援に努めるものとする。

(施策の評価、点検及び市民等の意見の反映)

第10条 市長は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するために、市の計画、事業等について段階的かつ継続的に評価点検を行い、当該評価点検の結果を、政策に反映させなければならない。

- 2 市長は、前項の評価点検を行うに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、ユニバーサルデザインに関する市民の施設整備及び施設改善の要望の収集に努めなければならない。
- 4 前項の市民要望の収集に当たっては、その方法等について、市民が容易に意見を述べやすいよう配慮しなければならない。
- 5 市長は、前項で収集した市民要望を反映した改善策を講ずるものとする。

(白書)

第11条 市長は、この条例に規定する建築物等施設の整備状況及び市民参画による継続的な発展の仕組みの運用成果を把握するとともに、市の基本構想、基本計画等の上位計画及び制度等の見直し、整備手法の開発、優良事例の普及、職員及び市民の研修、啓発等に役立てるため、必要事項を備えた白書を定期的に作成しなければならない。

2 市長は、前項の白書を作成するに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、白書作成に必要な事項の調査のほか、調査結果のとりまとめを行い、上位計画及び整備基準の見直し、情報提供等するための組織を置く。

(情報提供)

第12条 市及び事業者は、都市施設の円滑な利用及び施設までの移動を確保するために、必要な情報及びサービスの提供に努めるものとする。

2 前項に規定する情報の提供に当たっては、都市施設を利用するものが、容易に理解できるよう配慮するとともに、その情報の適切な管理に努めるものとする。

3 市、市民及び事業者は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、相互に情報を提供し合い、情報の共有に努めるものとする。

4 市、市民及び事業者は、白書を作成するために必要な情報の提供に努めなければならない。

5 市長は、市民、事業者等が行う先導的、模範的な取組が、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に資すると認めるときは、その成果の普及に努めなければならない。

(表彰)

第13条 市長は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関して、著しい功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

(支援)

第14条 市長は、市民又は事業者がユニバーサルデザインのまちづくりに関する活動を自発的に行うこととなるよう誘導するため、必要な支援に努めるものとする。

第3章 都市施設の整備

(整備基準の策定)

第15条 市長は、都市施設の整備について、整備基準を策定しなければならない。

2 整備基準は、次に掲げる事項について、都市施設の種類及び規模に応じて定めるものとする。

- (1) 出入口の構造に関する事項
- (2) 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項
- (3) 車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項
- (4) 案内標示及び視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する事項
- (5) 歩道及び公園の園路の構造に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、都市施設を円滑に利用できるようにするために必要な基幹的事項

3 市長は、整備基準を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、整備基準の変更について準用する。

(整備基準への適合努力義務)

第16条 都市施設を所有し、又は管理する者(以下「施設所有者等」という。)は、当該都市施設を整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

(整備基準適合証の交付)

第17条 施設所有者等は、都市施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、市長に対し、整備基準に適合していることを証する証票(以下「整備基準適合証」という。)の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があった場合において、当該都市施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該施設所有者等に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

(市の施設の先導的整備等)

第18条 市は、自ら設置する都市施設を、整備基準に適合させるのみならず、より使いやすい施設となるよう市民意見を取り入れながら、率先して他の模範となるような整備に努めるものとする。

2 市長は、国、東京都その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)に対し、これらが設置する都市施設の整備基準への適合に率先して努めるよう要請するものとする。

第4章 特定都市施設の整備

(整備基準の遵守)

第19条 都市施設で規則で定める種類及び規模のもの(以下「特定都市施設」という。)の新設又は改修(建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更(用途を変更して特定都市施設にする場合に限る。)をいう。以下同じ。)をしようとする者(以下「特定整備主」という。)は、整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるものを遵守するための措置を講じなければならない。

2 特定都市施設を所有し、又は管理するもの(第24条第1項に規定する既存特定都市施設所有者等を除く。)は、前項に規定する基準を遵守しなければならない。

(届出)

第20条 特定整備主は、第15条第2項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、あらかじめ、その計画について市長に届け出なければならない。ただし、法令又は都の条例及び市の他の条例により、整備基準に適合させるための措置として同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、この限りでない。

2 前項に規定する届出をした者は、当該届出の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除

く。)をするときは、当該変更をする事項について、規則で定めるところにより、当該事項に係る部分の当該変更後の内容の工事に着手する前に市長に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第21条 市長は、特定整備主に対し、その特定都市施設(工事中のものを含む。以下同じ。)について第16条及び第19条第1項並びに第29条第1項に規定する措置の適確な実施を確保するために必要があると認めるときは、整備基準を勘案して特定都市施設の設計及び施工に係る事項について、必要な指導及び助言をすることができる。

(工事完了届)

第22条 第20条に規定する届出をした者は、当該届出に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

(特定都市施設に対する検査)

第23条 市長は、前条に規定する届出のあった特定都市施設が、整備基準に適合しているかどうかについて、市長の指定する職員に検査をさせるものとする。

2 市長は、前項に規定する検査をした場合において、当該検査に係る特定都市施設が、整備基準に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

(既存特定都市施設の状況の把握等)

第24条 この章の規定の施行の際現に存する特定都市施設(以下「既存特定都市施設」という。)を所有し、又は管理している者(以下「既存特定都市施設所有者等」という。)は、当該既存特定都市施設を整備基準に適合させるための措置の状況の把握に努めなければならない。

2 市長は、第21条に定めるもののほか、既存特定都市施設所有者等に対し、既存特定都市施設について前項に規定する措置の適確な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、当該既存特定都市施設の整備基準への適合状況を勘案し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言をすることができる。

(報告の徴収)

第25条 市長は、特定整備主又は特定都市施設を所有し、若しくは管理する者(以下「特定整備主等」という。)に対し、規則で定めるところにより、第21条及び前条第2項の規定の施行に必要な限度において、当該特定都市施設の整備基準への適合状況について、報告を求めることができる。

(勧告)

第26条 市長は、第20条の規定による届出を行わずに同条に規定する工事に着手した者に対して、規則で定めるところにより、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

2 市長は、特定整備主等が、正当な理由なく、第19条の規定に違反していると認めると

き、又は特定整備主等の特定都市施設の新設又は改修に伴って講ずる第16条の規定に基づく措置が、正当な理由なく、整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定整備主等に対し、整備基準を勘案して必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(公表)

第27条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の公表をしようとする場合は、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(特定都市施設に関する調査)

第28条 市長は、第21条、第24条第2項、第26条及び前条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定整備主等の同意を得て、特定都市施設に立ち入り、整備基準への適合状況について調査させることができる。

2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、特定整備主等その他の関係人に提示しなければならない。

3 前2項の規定は、第23条の検査について準用する。

第5章 移動空間のユニバーサルデザイン

(安全、安心でわかりやすい移動空間の連続確保)

第29条 事業者は、都市施設を利用する者の安全で安心な移動を確保することができるよう、他の事業者と連携し、適切かつ一体的な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、都市施設を利用する者の移動を支援することができるよう、他の事業者と連携し、誰もがわかりやすい案内表示を設置するよう努めるものとする。

3 市民及び事業者は、都市施設において、物品の放置その他の行為により市民の安全で安心な移動又は利用を妨げるものがないよう努めるものとする。

4 都市施設を管理する者は、物品の放置等その他市民の安全で安心な移動又は利用の妨げとなる事由を発見したときは、速やかに、当該妨げとなる事由を排除するために必要な対応を行うよう努めるものとする。

第6章 雑則

(国等に関する特例)

第30条 国等については、第4章の規定は適用しない。

2 市長は、国等に対し、特定都市施設の整備基準への適合状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(社会環境の変化等に基づく所要の措置)

2 市は、社会環境の変化及びこの条例の規定の施行の状況その他のユニバーサルデザインのまちづくりの推進の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第13号)の一部を次のように改正する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の基本方針の一部改正
(1/2)

移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正について

<背景>

- 各種施設等のバリアフリー化に関する現行目標は平成22年末が期限
- 本格的高齢社会において、バリアフリー化された生活環境は国民生活に不可欠の重要な共通社会基盤。これまでの取組により、バリアフリー化は相当程度進展したが道半ばであり、引き続き着実な取組が必要



一. 移動等円滑化の意義及び目標

- **移動等円滑化の意義**
本格的高齢社会の到来や自立と共生の理念の浸透など、高齢者・障害者等を取り巻く社会情勢の変化等に対応
- **移動等円滑化の目標**
旅客施設や車両、道路、公園、建築物等について、平成32年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標を設定 ⇒別紙参照

二. 施設設置管理者が講ずべき措置

- **適切な情報提供**
視覚障害や発達障害など、情報に係る障害をもつ人への対応を含めた多様な障害者等への対応をより具体的に推奨
- **職員等の教育訓練**
施設設置管理者による職員等への教育訓練に関し、PDCAサイクルの中でマニュアル整備や研修実施への高齢者・障害者等の意見反映や参画を推奨

三. 基本構想の指針

- **重点整備地区における移動等円滑化の意義**
 - ・ 市町村が重点整備地区について作成する基本構想の必要性を強調
 - ・ 作成した基本構想について、地域の高齢者・障害者等が参加しつつ、関係事業の実施状況等を把握しながら成果の評価を行い、内容の段階的かつ継続的发展を図る「スパイラルアップ」をより強く推奨

四. 移動等円滑化施策に関する基本的事項その他

- **国民の責務**
国民が、高齢者・障害者等の自立した生活の確保の重要性等について理解を深める「心のバリアフリー」において、外見上わかりづらい聴覚、精神、発達障害など障害に多様な特性があることに留意する必要性を明示

出典：国土交通省ホームページより

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の基本方針の一部改正
(2/2)

各施設等の整備目標について

別紙

		現状 ^{※2} (H22年3月末)	現行の目標 (H22年末)	新たな目標案 (H32年度末)
鉄軌道	鉄軌道駅 ^{※1}	77%	原則100%	○ 3000人以上を原則100% ○ この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化
	ホームドア・可動式ホーム柵		現行目標なし	車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進
	鉄軌道車両	46%	約50%	約70%
バス	バスターミナル ^{※1}	88%	原則100%	○ 3000人以上を原則100% ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	乗合バス	26%	約30%	約70% (ノンステップバスの目標については、対象から適用除外車両(リフト付きバス等)を除外)
	ノンステップバス リフト付きバス等	-	現行目標なし	約25%
船舶	旅客船ターミナル ^{※1}	100%	原則100%	○ 3000人以上を原則100% ○ 離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえ順次バリアフリー化 ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	旅客船	18%	約50%	○ 約50% ○ 5000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100% ○ その他、利用実態等を踏まえ可能な限りバリアフリー化
	航空旅客ターミナル ^{※1}	91%	原則100%	○ 3000人以上を原則100% ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
航空	航空機	70%	約65%	約90%
	福祉タクシー車両	11,165台	約18,000台	約28,000台
	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	78%	原則100%	原則100%
都市公園	移動等円滑化図路	46%	約45%	約60%
	駐車場	38%	約35%	約60%
	便所	31%	約30%	約45%
路外駐車場	特定路外駐車場	41%	約40%	約70%
	不特定多数の者等が利用する建築物	47%	約50%	約60%
	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	92%	原則100%	原則100%

※1 現行の目標については1日平均利用者数5000人以上のものが対象
※2 旅客施設は乗降解消済みの施設の比率。また、現状欄の数値は一部速報値

出典：国土交通省ホームページより

各種ヒアリング結果【平成 23 年 9 月から平成 24 年 1 月にかけて実施】（1 / 8）

① 日常生活の外出時に最も困ること（1 / 3）

区 分	内 容	対応策
視覚障害者	・エレベーターに自転車で乗り込んできて、乗ったまま降りないので、エレベーターを利用できない。（豊田駅）	・エレベーター利用時のマナーの改善（JR と市で調整）
	・タクシーを利用して病院に行くが、市発行のタクシー券が抑制されてきているので、バスを運行して欲しい。	・ニーズに合わせたバス運行の検討。
	・歩道上の電柱があり、昼間はよいが夜はぶつかってしまう。	・電柱の移設、または衝撃緩衝施設の設置。
	・交差点で片方向にしか信号がなく、もう片方は押しボタンも視覚障害者誘導用ブロックもなく、どこに横断歩道があるかが分からない。（北野街道と一番橋）	・交差点での押しボタンや視覚障害者誘導用ブロックなどの設置。
	・押しボタンが車道側に向いており、体を取り出さないと押せない。 ・スピーカーの向きを歩道側にして欲しい。	・交差点での押しボタンやスピーカーの調整。
	・交差点で全く段差がない箇所もあり、どこから車道かが分からない。	・視覚障害者誘導用ブロックの設置などの検討。
	・バス停の前には、視覚障害者誘導用ブロックを設置して欲しい。	・バス停前での視覚障害者誘導用ブロックの設置。
	・市役所、郵便局などの入口を示す視覚障害者誘導用ブロックを設置して欲しい。	・生活関連施設の入口を示す視覚障害者誘導用ブロックの設置。
	・歩道上を自転車が速度を出して走行するので危険である。	・歩道における自転車運転マナーの徹底。
車いす使用者	・出入口が 1 か所の 11 人乗りのエレベーターでは狭い。人が乗っている場合は特に利用しにくい。 ・通り抜けタイプは利用しやすい。 ・大きなストレッチャータイプの車いすの場合、90° 方向に出入口があるタイプは利用しにくい。横の人でもどこに立っていてよいか分からない。 ・15 人乗りであっても、ベビーカーが同乗すると動けないので、市内のエレベーターは全て 15 人乗りにして欲しい。	・車いす使用者の立場からは市内のエレベーターは全て 15 人乗り以上とすることが望ましい。 ・11 人乗り規模では通り抜けタイプの設置が望ましい。
	・駅舎のエレベーターは、後付だと離れた場所に設置されている。 ・一般的に、関西は中央に、関東は端に設置される傾向にあり、ホームでの移動距離が長い。	・駅舎では、ホームでの移動距離を短くするため、中央部にエレベーターを設置。

各種ヒアリング結果（2／8）

① 日常生活の外出時に最も困ること（2／3）

区 分	内 容	対応策
(続) 車いす使用者	・エレベーターの乗車ボタンは片側1箇所だと、ボタンを押せない場合がある。 ・エレベーターが1基であっても、両側2箇所に設置するのがベストである。 ・エレベーターが壁から奥まっている場合は、ボタンは手前に設置してある方が押しやすい。	・エレベーターの乗車ボタンは両側2箇所に設置することが望ましい。
	・ベビーカーを利用するお母さんや車いす使用者が集まる施設（公共施設やスーパーなど）にはエレベーターは必要である。	・2階建以上の公共施設やスーパーではエレベーターの設置を進める。
	・日野市内の京王バスは全てノンステップバスになっており、バス停の乗り降りの改善（段差）が必要。	・バスの乗降場では15cm程度の段差の設置。
聴覚障害者	・モノレールの無人駅で切符の購入時や、改札を出る時に切符をなくした場合のトラブルが発生した場合に、インターホンでは相談できず、隣接駅から駅員が来るまで30分以上待たねばならないことがある。待てない場合は、改札を乗り越えざるを得ない。SuicaやPasmoでも同様の問題が起きる。 ・銀行のATMでもインターホンでの対応が困難である。	・券売機周辺に、代表的な困った内容のボタンを使って、自分の状況を伝え、遠隔操作で改札を開けることができる装置を設置。
知的障害者	・モノレールの無人駅で、インターホンのボタンの位置が分かりにくいいため、モニターで駅員の顔が見えれば分かりやすくなる。	・券売機周辺に、モニターを設置。
	・駅や銀行ATMのタッチパネルは、うまくタッチできない。以前のボタン式の方がよい。	・タッチパネルの改善。
	・トイレの表示が小さかったり、表示方法もばらばらで統一されていない。	・色使いを含め、大きく分かりやすい表示。
	・駅のホームで飛び跳ねたり、パニックになる人もいるので、ホーム柵は安心感がある。特に、島型のホームは、介助者は緊張する。	・ホーム柵設置の検討。
	・エレベーターのボタンは大きく、ふりがなで改札口の階を示して欲しい。	・エレベーターボタンを大きくし、行先にふりがな添付。
	・ホームが工事中で、通行する幅が狭くなっていて怖いことがある。	・工事中の安全性の確保の推進。

各種ヒアリング結果（3／8）

① 日常生活の外出時に最も困ること（3／3）

区 分	内 容	対応策
高齢者	・公園にトイレがなく困る。 ・市民会館のトイレに洋式が少ない。和式はほとんど利用しない。	・公園や市民会館に洋式トイレを設置。
	・トイレに手すりがあると使いやすい。 ・最近、洋式トイレにも手すりが付いていて、使いやすい。	・トイレに手すりを設置。
	・自転車のマナーが悪く怖い。	・自転車利用のマナー啓発。
	・エレベーターに学生が多く乗っており、利用しにくい。（日野駅）	・本当にエレベーターが必要な人が乗れるようなマナーの啓発。
	・駅広のバスベイの形状がよくなく、乗場に寄せられないので、道路上で乗り降りしなくてはならない。（日野駅）	・バスベイの形状について検討。
	・路面が凸凹であったり、雨天時には滑りやすい。	・滑らかで、かつ滑りにくい路面舗装の整備。
	・バス停に上屋と椅子を要望している。	・バス停での上屋とベンチの設置の検討。
子育て世代	・南平駅周辺において歩道の設置を進めて欲しい。	・歩道の設置を検討。
	・ベビーカーを利用する場合、エレベーターを設置して欲しい。	・2階建以上の公共施設やスーパーではエレベーターの設置。
	・自転車が安全に走行できる空間を整備して欲しい。（1本の白線でも安心できる）	・自転車の走行空間整備の検討。
	・グレーチングは細かな格子であれば自転車のタイヤがはまらなくてよい。	・道路のグレーチングの網目の改善。
	・駅の近くに自転車置場を整備して欲しい。（平山城址公園駅）	・自転車置場の検討。
生活支援団体	・日野駅前には電動自転車置場を設置して欲しい。電動自転車は10kg以上あり、女性には大変。	・電動自転車の置場の検討。
	・ベビーベットの横には、荷物が置ける棚・置場が欲しい。	・だれでもトイレ内での施設配置の検討。
	・エスカレーターの速度が速いと、高齢者は利用しにくい。	・エスカレーターの運行速度の調整。
	・エレベーターに自転車が乗り入れてくるので、困っている。（豊田駅）	・エレベーターの自転車利用に関するルールを設ける。
	・歩道上に商品を陳列したり、店舗のカートが視覚障害者誘導用ブロックの上に置かれている。	・店舗に対し商品はみ出しなどに関する指導。

各種ヒアリング結果（4／8）

② 情報を得たい場所・内容（1／2）

区 分	内 容	対応策
車いす使用者	・ 駅の改札を出た場合に、右と左の案内や、地図があるとよい。	・ 駅での適切なサイン設置。
	・ 初めて行ったときに、改札を出てトイレやエレベーターの場所が分かりにくい。	〃
	・ 観光地なら地図と一緒にトイレを記載することもあるが、通常に人に聞いてサインで分かる仕組みが必要。	〃
視覚障害者	・ 音響信号は朝8時から夜8時までだが、夜に歩く人もいるので、夜10時くらいまで音量を半分に抑えて音を出して欲しい。夜であれば、音量を抑えていても聞き取れる。	・ 音響信号機の音量と時間帯延長について、交通管理者及び周辺住民と調整。
聴覚障害者	・ 緊急避難時に、その情報が分からない。	・ 光がフラッシュして、同時に文字で危険を知らせる仕組みの整備。
	・ モノレールの駅で、電光掲示で電車遅延の知らせがあるが、遅れている理由が分からない。	・ 電車遅延の理由も同時に伝える仕組み。
	・ バス車内の電光掲示で、1つ先ではなく、3つ先のバス停まで知りたい。	・ 3つ先のバス停までを電光表示。
	・ 燃えるゴミ、燃えないゴミの処分の連絡などは電話だけでは伝わらないことがある。 ・ メールは1日1回見るだけなので、ファックスの方が分かりやすい。	・ ファックスでの周知。
知的障害者	・ 道路や施設の看板に“ふりがな”を付けて欲しい。	・ 道路や施設の看板に“ふりがな”を付ける。
	・ バスの行先が分からないので、行先を示す大きな番号を設置して欲しい。	・ バスの前面に行先を示す番号をなるべく大きく表示。
高齢者	・ 緊急や災害情報など、市防災安全課からファックスが来るようになっている。文字情報が一番分かりやすい。	・ 現在の方法を踏襲。
	・ 駅や電車のアナウンスが聞き取りづらい。	・ もっと、大きくゆっくり話す。
	・ 防災無線はエコーしてしまい、聞こえない。 ・ また、防災無線を使って不明高齢者のお知らせをしているが、その後見つかったとかの結果の放送をしてくれないと、いつまでも不明者のことが気になってしまう。	・ 防災無線の改善。 ・ 関係各課との調整・協議が必要。

各種ヒアリング結果（5／8）

② 情報を得たい場所・内容（2／2）

区 分	内 容	対応策
(続) 高齢者	・市の対応や電話対応だけに限らないが、私たち高齢者には普段の対応が早く感じてしまう。 ・連絡事項なども、必ず文書でもらうようにしている。電話だけだと、本当にあっているが不安なため。	・もっと、大きくゆっくりと話す。 ・連絡事項をファックスで伝える。
	・カタカナ用語が多く、分からない。	・文書の場合、注釈を付ける。
子育て世代	—	—
生活支援団体	・日野駅⇒市役所⇒歴史館への徒歩の案内が分からない。	・徒歩の案内サインの設置。
	・防災無線は、歴史館では良く聞こえたが、南平では反響して聞き取りにくい。 ・防災無線の内容をホームページで出すと分かりやすい。 ・町会からカードが回ってきており、連絡先が書いてある。メール登録をした。	・防災無線の内容を同時にホームページに掲載。

③ 初めて行く場所に一人で行く場合

区 分	内 容	対応策
聴覚障害者	・事前にインターネットなどで調べる。 ・行先でコミュニケーションが必要であれば手話通訳者に同行してもらうが、必要でなければ一人で行く。 ・それは、日常的な生活でも同様で、病院や警察などは同行してもらうし、買物であれば一人で行く。	・案内サインの充実
知的障害者	・不安なので、ヘルパーが必要。	—

④ 視覚障害者誘導用ブロックが必要な歩道について

区 分	内 容	対応策
視覚障害者	はくじょう ・白杖を左右に振って歩道の境界が分かる幅員 1.5～2.0m程度であれば、視覚障害者誘導用ブロックは設置しなくてもよい。 ・身長 の 4～5 倍、4～5m程度になると視覚障害者誘導用ブロックは必要。	・視覚障害者誘導用ブロックの必要性は個々に意見が異なるので、具体の整備区間において可能な限り視覚障害者の検証に基づき設置を判断。

各種ヒアリング結果（6／8）

⑤ 外国人への配慮

区 分	内 容	対応策
車いす使用者	・高幡不動駅の2階は店舗で、3階が駅出入口なので、1階において2階と3階の両方の案内が必要。	・駅舎1階に案内サインを設置。
	・直接、聞かれたことはないが、韓国人や中国人が増えてきている。 ・高幡不動駅では、中国人の学生が増えてきている。 ・バスやタクシー乗場の案内が必要で、イラストでの案内が必要。	・案内サインに中国語や韓国語で説明、分かりやすいイラストを表記。

⑥ 筆談器の有効性

区 分	内 容	対応策
聴覚障害者	・メモとペンを持参する、携帯電話に打ち込んで画面を見せる、というように人によって意志表示の仕方は異なる。 ・聴覚障害であることは速やかに伝えることができる。（体験としてアルバイトは対応が円滑でない傾向にある。） ・聞こえないと分かると、メモとペンを準備する店が多くなっている。 ・個人としてメモとペンを持参しているが、筆談器は準備しておいて欲しい。	・公共施設や店舗などでの筆談器の常備。

⑦ 改善要望の伝え方

区 分	内 容	対応策
聴覚障害者	・個人では意思疎通が難しいので、ろうあ会で一括して市と協議している。 ・自立支援法により手話通訳が有料になった時期には、個人で市長あてに手話通訳の無料化の要望をファックスしたことがある。 ・市との協議は、以前は1年に1～2回くらいあったが、最近は少なくなっている。	・市の相談窓口の周知。

各種ヒアリング結果（7／8）

⑧ 広報・市のホームページについて（1／2）

区 分	内 容	対応策
車いす使用者	・ホームページを見る人は限定される。 ・アクセスするのが大変である。 ・どのような人から情報を収集するかで方法が決まる。複数の方法が必要。	・多様な方法での情報提供。
	・今は、苦情があったら、ダイレクトに担当課に行っている。 ・「苦情 ⇒ 市民相談 ⇒ 担当課」という流れで、先ず『市民相談』をアピールした方が良い。	・市の相談窓口の周知。
	・自分から情報を伝える仕組みとして、ホームページの携帯バージョンが欲しい。登録制にしておく。	・市ホームページの携帯サイトで意見を伝達できる仕組みを整える。
	・公共施設や店舗などのバリアフリーの対応状況を案内して欲しい。	・市ホームページでの記載内容・方法の検討。
視覚障害者	—	—
聴覚障害者	・広報は見ているが、市のホームページはあまり見ていない。	—
知的障害者	・市のホームページ、広報を見ている。 ・インターネットで文字情報を得る。	—
	・改善を伝える方法は、広報がベスト。 ・問題点は、聞きに来てくれるのがベスト。市に行って話をするのはベター。 ・市に市民相談の窓口があることは知らない。 ・要望に対する状況が分かれば、要望する気になる。	・市の相談窓口の周知。
	・生活に役立つ情報として、このようなものができました、祭りがあります、などの情報が入りにくい。	・市ホームページでの記載内容・方法の検討。
高齢者	—	—
子育て世代	・市のホームページは、トップページで分かる範囲しかチェックできない。 ・ホームページは、ひとつだけ見ると把握できるような仕組みがよい。 ・分岐のさせ方としては、「子供」を選ぶと、「施設」「医療」・・・など。 ・施設にはってあるチラシを見て情報を得ることの方が多い。 ・広報は見ている。	・市ホームページでの記載内容・方法の検討。

各種ヒアリング結果（8／8）

⑧ 広報・市のホームページについて（2／2）

区 分	内 容	対応策
(続) 子育て世代	・日野市のどこに連絡すればよいか分からない。窓口が分からない。 ・包括する窓口があると良い。 ・日野市には「市民相談」があるが、名前から税金の相談かとか思ってしまう。	・市の相談窓口の周知。
	・スーパーとか小児科に子育て関連情報があるとよい。	・市広報誌を配布。
生活支援団体	・ホームページの充実が一番で、常時、最新情報に更新して欲しい。 ・表現が固い。もっと柔らかい記述にして欲しい。 ・ホームページの見やすさで、住む所を決める人もいる。	・市ホームページでの記載内容・方法の検討。
	・施設を調べるのに最初にインターネットを使う。	—
	・なんでも課があっても行かない。 ・年に1回、ホームページに書き込めるようにして欲しい。	・市ホームページの携帯サイトで意見を伝達できる仕組みを整える。

⑨ 表彰制度について

区 分	内 容	対応策
車いす使用者	・条例対象外の改良や改善内容を市が集めて、掲示板など、市民が見えるようにする仕組みが必要。	・広報、市ホームページでの掲載。 ・携帯サイトの情報提供及びイベント開催、見学会などを検討。
	・何の相談を受けて、どのような改善をしたかが分かるようにする。(張り出す)	
	・福祉のイベント祭りに併せて、イベント的にする方法も考えられる。	
聴覚障害者	・表彰だけではなく、優れた活動を見学するのであれば良いと思う。	
生活支援団体	・ホームページや広報で紹介することはよいこと。	

⑩ その他

区 分	内 容	対応策
聴覚障害者	・市役所の職員は、手話を学んで欲しい。	

情報伝達・収集に関するヒアリング結果の整理（1／2）

区分	情報伝達【→ 利用者へ】	情報収集【← 利用者から】
視覚障害者	■日常生活の外出時に最も困ること ・バス停の前や、市役所、郵便局などの入口を示す視覚障害者誘導用ブロックを設置して欲しい。 ■情報を得たい場所・内容 ・音響信号は朝8時から夜8時までだが、夜に歩く人もいるので、夜10時くらいまで音量を半分に抑えて音を出して欲しい。夜であれば、音量を抑えていても聞き取れる。	
車いす使用者	■情報を得たい場所・内容 ・駅の改札を出た場合に、右と左の案内や、地図があるとうい。 ・初めて行ったときに、改札を出てトイレやエレベーターの場所が分かりにくい。 ・観光地なら地図と一緒にトイレを記載することもあるが、通常に人に聞いてサインで分かる仕組みが必要。 ■外国人への配慮 ・高幡不動駅周辺で、直接、聞かれたことはないが、韓国人や中国人が増えてきている。 ・バスやタクシー乗場の案内が必要で、イラストでの案内が必要。 ■広報・市のホームページについて ・ホームページを見る人は限定される。アクセスが大変。 ・どのような人から情報を収集するかで方法が決まる。複数の方法が必要。 ・公共施設や店舗などのバリアフリーの対応状況を案内して欲しい。	■改善要望の伝え方 ・自分から情報を伝える仕組みとして、ホームページの携帯バージョンが欲しい。登録制にしておく。 ・苦情がある場合、直接、担当課に行っている。「苦情⇒市民相談⇒担当課」という流れで、先ず『市民相談へ』をアピールする。
聴覚障害者	■日常生活の外出時に最も困ること ・モノレール無人駅で切符購入時や出札時にトラブルが発生した場合、インターホンでは相談できず、隣接駅から駅員が来るまで30分以上待たねばならないことがある。待てない場合は、改札を乗り越えざるを得ない。SuicaやPasmoでも同様の問題が起きる。 ・銀行のATMでもインターホンでの対応が困難。 ■情報を得たい場所・内容 ・緊急避難時に情報が分からない。光がフラッシュし、文字で危険を知らせて欲しい。 ・モノレールの駅で、電光掲示で電車遅延の知らせがあるが、遅延理由が分からない。 ・バス車内の電光掲示で、1つ先ではなく、3つ先のバス停まで知りたい。 ・ゴミ処分の連絡などは電話やメールではなく、書面確認できるファックスが分かりやすい。 ■初めて行く場所に一人で行く場合 ・事前にインターネットなどで調べる。 ・行先でコミュニケーションが必要であれば、手話通訳者に同行してもらう。 ・日常生活も同様で、病院や警察などは同行してもらうし、買物であれば一人で行く。 ■広報・市のホームページについて ・広報は見ているが、市ホームページはあまり見てない。	■筆談器の有効性 ・メモとペンを持参、携帯電話で画面を見せる、など人によって意思表示の仕方は異なる。 ・聴覚障害であることは速やかに伝えることができる。聞こえないと分かると、メモとペンを準備する店が多くなっている。 ・筆談器は準備しておいて欲しい。 ■改善要望の伝え方 ・個人では意思疎通が難しいので、ろうあ会で一括して市と協議している。 ・自立支援法により手話通訳が有料になった時期には、個人で市長あてに手話通訳の無料化の要望をファックスしたことがある。 ・市との協議は以前は1年に1～2回くらいあったが、最近では少なくなっている。

情報伝達・収集に関するヒアリング結果の整理（2／2）

区分	情報伝達【→ 利用者へ】	情報収集【← 利用者から】
知的障害者	■日常生活の外出時に最も困ること ・モノレールの無人駅で、インターホンのボタンが分かりにくい。モニターで隣接駅の駅員の顔が見えれば分かりやすくなる。 ・エレベーターのボタンは大きく、ふりがなで改札口の階を示して欲しい。 ■情報を得たい場所・内容 ・道路や施設の看板に“ふりがな”を付けて欲しい。 ・バスの行先が分からないので、行先を示す大きな番号を設置して欲しい。 ■初めて行く場所に一人で行く場合 ・不安なので、ヘルパーが必要。 ■広報・市のホームページについて ・市のホームページ、広報を見ている。インターネットで文字情報を得る。 ・生活に役立つ情報として、このようなものができました、祭りがあります、などの情報が入りにくい。	■改善要望の伝え方 ・問題点を聞きに来てくれるのが最もよく、市で話をするのもよい。 ・市に市民相談の窓口があることは知らない。 ・要望に対する状況が分かれば、要望する気になる。
高齢者	■情報を得たい場所・内容 ・緊急や災害情報など、市防災安全課からファックスが来るようになっている。文字情報が一番分かりやすい。 ・駅や電車のアナウンスが聞き取りづらい。 ・防災無線はエコーしてしまい、聞こえない。防災無線で不明高齢者を知らせているが、その後見つかったとかの結果の放送をしてくれないと、いつまでも不明者のことが気になってしまう。 ・市の応対や電話対応だけに限らないが、私たち高齢者には普段の応対が早く感じてしまう。連絡事項なども、必ず文書でもらうようにしている。電話だけだと、本当にあっているが不安である。 ・カタカナ用語が多く、分からない。	
生活支援団体	■情報を得たい場所・内容 ・防災無線は、歴史館では良く聞こえたが、南平では反響して聞き取りにくい。防災無線の内容をホームページで出すと分かりやすい。 ・町会からカードが回ってきており、連絡先が書いてある。メール登録をした。 ■広報・市のホームページについて ・ホームページの充実が一番で、常時、最新情報に更新し、柔らかな記述にして欲しい。 ・ホームページの見やすさで、住む所を決める人もいる。	■改善要望の伝え方 ・なんでも課があっても行かない。年に1回、ホームページに書き込めるようにして欲しい。
子育て世代	■広報・市のホームページについて ・広報は見ている。 ・市のホームページは、トップページで分かる範囲しかチェックできない。分かりやすく分岐させて欲しい。 ・施設にはってあるチラシを見て情報を得ることの方が多い。 ・スーパーとか小児科に子育て関連情報があるとよい。	■改善要望の伝え方 ・日野市には市民相談があるが、税金関係の相談する所かと思ってしまう

用語の解説

あいうえお順

用 語	解 説
イメージハンプ	舗装の色や材料を一部分だけ変えることにより、視覚的に注意走行を促し、車の速度を抑制させる舗装のこと。
エスコートゾーン	視覚障害者が横断歩道を横断する際の安全性と利便性を向上させるため、横断歩道上に設置された突起体の列のことで、視覚障害者用道路横断帯と呼ばれている。 エスコートゾーンは、各都道府県警察で個別に整備が進められ、設置方法や形状が統一されていなかったことから、平成 19 年 5 月に警察庁は「エスコートゾーンの設置に関する指針」を制定し、各都道府県警察は同指針に基づき整備を行うこととされている。
オストメイト対応トイレ	臓器に機能障がいを負い、腹部に人工的に排泄のための開口部を造設した方が利用するためのトイレ。
だれでもトイレ 多機能トイレ	障害者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた人などが、円滑に利用できる構造を持ち、機器が設置されたトイレのこと。 機器として、オストメイト、荷物置き台、乳幼児用ベビーベッドなどを備えている。
ノーマライゼーション	障害を持つ人も、持たない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会が当たり前の社会であるという考え方。 デンマークの知的障害者福祉の取り組みから生まれた理念で、バンク・ミケルセンが提唱。
バリアフリー	高齢者、障がい者等が社会生活をしていく上で、物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障壁（バリア）となるものを取り除き、生活しやすくすること。
ユニバーサルデザイン	すべての人が人生のある時点で何らかの障害を持つということを発想の原点とし、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすることを目標とする考え方で、ロナルド・メイス（米）が 1980 年代に提唱した。 障害の部位や程度によりもたらされるバリア（障害）に対処するのがバリアフリーデザインであるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、国籍、人種などに関わらず、多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方である。 ユニバーサルデザインは、「①誰でも公平に利用できる」、「②使う上で柔軟性に富む」、「③簡単に直感的に利用できる」、「④必要な情報が簡単に理解できる」、「⑤単純なミスが危険につながらない」、「⑥身体的な負担が少ない」、「⑦接近して使える寸法や空間になっている」という 7 つの原則で構成される。

日野市ユニバーサルデザイン まちづくり推進計画

～第二次日野市バリアフリー基本構想～

平成 24 年 6 月

発行・編集

日野市 まちづくり部 都市計画課

〒191-8686 日野市神明 1-12-1

☎042-585-1111（代）

調査受託

株式会社 国際開発コンサルタンツ